（要綱様式１）

　　年　　月　　日

（あて先）札幌市長

交付申請者 〒　　　－

住　　所

（ふ り が な）

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

札幌市危険空家等除却補助金交付申請書

　札幌市危険空家等除却補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

　　記

１　補助事業について

|  |  |
| --- | --- |
| 危険空家等の所在地（地番） | 札幌市　　　　区　　　　　　　　　　　　（地番：　　　　　） |
| 危険空家等の構造 | 木造　・　非木造 | ※該当する構造に〇をつけてください。 |
| 危険空家等の延床面積 | ㎡ | ※建築基準法に基づく床面積(不明な場合は登記面積)の合計を記載ください。 |
| 申請する補助金 | 地域連携型　・　通常型 | ※原則、通常型に○をつけてください。 |
| 除却に要する費用（見積額） | 　　　　　　　　　　円（税抜） | ※税抜き価格を記載してください。※補助対象外経費が含まれていないか確認してください。 |
| 除却工事の内容 | □ | この除却工事は、附属工作物を含む危険空家等の全部を除却し、その敷地を更地にする工事に相違ありません。 | ※内容に問題がなければ、左の□に✓を付けてください。 |
| 契約等の時期 | □ | この除却工事に係る解体工事業者等への発注や契約はまだ行っていません。 | ※内容に問題がなければ、左の□に✓を付けてください。※発注や契約は、札幌市から交付決定通知を受けた後に行う必要があります。 |
| 除却工事の実施予定時期 | 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |

２　交付申請者について（該当するものの□に✔を付けて下さい。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付申請者と所有者の関係※①～④のどれかに✔を付けて下さい | □ | ①　建物所有者（登記名義人 又は 固定資産税納税義務者） |
| □ | ②　建物所有者の相続人 |
| □ | ③　土地所有者（登記名義人） |
| □ | ④　①～③の方から同意を得た親族等 |
| 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約 | □ | 私は、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。もし、上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。 |

　　裏面にも記入欄があります　⇒

－1/2－

３　建物の権利者について（該当するものの□に✔を付けて下さい。）

建物の権利者（危険空家等の建物に所有権や抵当権などの権利を持っている方）は、交付申請者本人のみですか。

□　交付申請者のみです（交付申請者は、危険空家等を除却すること及び除却工事の概要を札幌市の空き家対策の広報等に使用する可能性があることについて同意します）。

　　□　交付申請者以外にもいますが、危険空家等を除却すること及び除却工事の概要を札幌市の空き家対策の広報等に使用する可能性があることについて、権利者全員の同意を得ています。また、問題が生じた場合は交付申請者と権利者の責任のもとで解決します。

４　権利者の一覧

交付申請者以外の建物の権利者をすべて記載してください。（この欄だけで記載できない場合は、別紙にまとめても構いません。また、いない場合は空欄としてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名（会社名） | 権利の種類 |
| ① |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ② |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ③ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ④ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑤ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑥ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑦ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑧ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑨ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |
| ⑩ |  | □所有権（相続による所有権を含む）□抵当権・根抵当権□その他（　　　　　　　　　　　） |

注　この様式により難い場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

－2/2－